

告 示

埼玉県告示第六百五十五号

平成二十八年四月十二日付け埼玉県告示第五百十九号で告示した幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十八年五月十日

埼玉県知事 上 田 清 司